

第1章 総則

(趣旨)

第1条 公益社団法人全国市有物件災害共済会（以下「本会」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務（以下「契約事務」という。）に関して、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般競争入札 公表によって参加申込みを募り、参加者同士を競争させて落札者を決定する入札をいう。
- (2) 指名競争入札 本会が指名した者同士を競争させて落札者を決定する入札をいう。
- (3) 随意契約 一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）の方法によらず、任意に特定の者を選定して締結する契約をいう。
- (4) せり売り 複数の買手に相互に価格を競争させ、最も高値を付けた買手に売却する売買方法をいう。
- (5) 契約担当者 個別の案件につき契約事務を執行する職員をいい、公益社団法人全国市有物件災害共済会職務権限規程別表財務事項に定める契約事務を専決する職員（常務理事決定に係る案件にあつては財務部長）をもって充てる。

(契約の締結)

第3条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りのいずれかの方法により締結するものとする。

(契約事務の総括)

第4条 財務部長は、契約事務の適正な執行を期するため、契約事務を処理する制度を整え、契約事務の処理手続きを統一し、契約事務の処理について必要な調整をするものとする。

- 2 財務部長は、契約事務の適正な執行を期するため必要があると認めるときは、部長及び地区事務局長に対し、その所掌事務に係る契約事務の状況の報告を求め、実地に調査し、又は当該事務の処理について必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

(契約審査委員会)

第5条 指名競争入札における指名業者の選定、落札方式の決定その他契約に関する事項を審議、審査するため契約審査委員会を置く。

第2章 一般競争入札

第1節 一般競争入札の参加者の資格

(一般競争入札に参加させることができない者)

第6条 契約担当者は、一般競争入札に付するとき、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (5) 禁錮以上の刑に該当する犯罪により、公判に付せられ、判決確定に至るまでの者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者を代表者とする者又は契約の締結若しくは履行に関し代理人として使用する者

(一般競争入札に参加させないことができる者)

第7条 契約担当者は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事又は製造その他を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(一般競争入札の参加者の資格)

第8条 契約担当者は、一般競争入札に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札に参加しようとする者に必要な資格を定めるものとする。

第2節 公表

(公表)

第9条 契約担当者は、一般競争入札に付そうするとき、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に次に掲げる事項を掲示その他の方法により公表

しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

- (1) 入札に付する事項
 - (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (3) 契約条項を示す場所
 - (4) 入札執行の場所及び日時
 - (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
 - (6) 契約書作成の要否
 - (7) その他入札について必要な事項
- (入札保証金)

第10条 契約担当者は、一般競争入札に付そうとするときは、その入札に参加しようとする者をして、入札保証金を納めさせることができる。

第3節 予定価格

(予定価格の作成)

第11条 契約担当者は、その一般競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(予定価格の決定方法)

第12条 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

(最低制限価格)

第13条 契約担当者は、一般競争入札により請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため必要があると認めるときは、予定価格と併せて、あらかじめ最低制限価格を定めることができる。

2 前項の規定により最低制限価格を定めたときは、その最低制限価格を記載した書面を封書にし、予定価格を記載した書面とともに開札の際これを開札場所に置かなければならない。

第4節 入札

(入札方法)

第14条 入札を執行しようとする場合は、公表した所定の場所、日時及び方法に従い、入札をしようとする者をして、入札書を提出させなければならない。

2 前項の入札書の提出において郵送及び電送による提出は原則として認めない。ただし、契約担当者があらかじめ郵送又は電送による入札の手順を定めて行う場合を除く。

3 契約担当者は、代理人をもって入札をしようとする者をして、開札前に委任状を提出させなければならない。

(開札)

第15条 契約担当者は、公表した入札執行の場所及び日時に、入札者を立ち合わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせねばならない。

(入札の無効)

第16条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する入札は無効としなければならない。

- (1) 入札参加資格がない者のした入札又は確認を受けない代理人がした入札
- (2) 指定の日時までに入札書の提出のなかった入札
- (3) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の金額に達しない者がした入札
- (4) 入札者の記名押印がない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (6) 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
- (7) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- (8) 金額に訂正、削除、挿入等がなされている入札
- (9) 入札に関し不正な行為を行った者がした入札
- (10) その他入札に関わる条件に違反した入札

(入札の中止等)

第17条 契約担当者は、不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することができる。

(再度入札)

第18条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき(第13条の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき)は、直ちに入札者に再度の入札をさせることができる。

第5節 落札者の決定等

(落札者の決定)

第19条 開札の結果、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 第13条の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、前項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 落札となるべき同価の入札が2以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(総合評価落札方式)

第20条 契約がその性質又は目的から前条の規定により難しいものであるときは、前条の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、価格その他の条件が本会にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とする(以下「総合評価落札方式」という。)ことができる。

2 総合評価落札方式により落札者を決定する一般競争入札を行おうとするときは、あらかじめ、当該一般競争入札に係る入札のうち価格その他の条件が本会にとって最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めなければならない。

3 総合評価落札方式により落札者を決定する一般競争入札を行おうとするときは、第9条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について公表しなければならない。

(1) 総合評価落札方式により落札者を決定する旨

(2) 落札者決定基準

(落札の通知)

第21条 契約担当者は、落札者が決定したときは、その旨を落札者に通知しなければならない。

第3章 指名競争入札

(指名競争入札によることができる場合)

第22条 第3条の規定により指名競争入札の方法によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。

(2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。

(3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(指名基準)

第23条 売払い及び貸付けに関する契約以外の契約につき、指名競争入札に参加させようとする者を指名する場合の基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 引き続き1年以上当該営業を営んでいる者であること。

(2) 当該指名競争入札に付する契約の性質又は目的により当該契約の履行について、法令の規定により官公署等の許可又は認可等を必要とするものにあつては、当該許可又は認可等を受けている者であること。

(3) 当該指名競争入札に付する契約の性質又は目的により一定の工事等の施工又は供給の実績がある者に行わせる必要があるときは、当該実績を有する者であること。

(4) 前3号に掲げるほか、必要と認められる事項があるときは、当該事項を具備する者であること。

(競争参加者の指名)

第24条 指名競争入札に付そうとするときは、前条の基準により適当と認める者なるべく5名以上指名するものとする。

2 前項の規定により指名競争入札に参加させようとする者を指名する場合は、契約審査委員会の審議を経なければならない。

(通知事項)

第25条 指名競争入札に付そうとするときは、前条の規定により指名した者に対して、第9条第1項各号(第2号を除く。)に掲げる事項を通知する。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第26条 第6条、第7条及び第10条から第21条までの規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。

第4章 随意契約

(随意契約によることができる場合)

第27条 第3条の規定により随意契約の方法によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあっては、予定賃借料の年額又は総額)がそれぞれ次に定める額の範囲内のものをするとき。

ア 工事又は製造の請負	250万円
イ 財産の買入れ	160万円
ウ 物件の借入れ	80万円
エ 財産の売払い	50万円
オ 物件の貸付け	30万円
カ アからオまでに掲げる以外のもの	100万円

(2) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(3) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(4) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(5) 時価に比べて著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがあるとき。

(6) 競争入札に付しても入札者がいないとき。又は再度の入札に付しても落札者がいないとき。

(7) 落札者が契約を締結しないとき。

(8) 本会が所有する不動産の一部を貸し付けるとき。

2 前項第6号の規定により随意契約をする場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第1項第7号の規定により随意契約をする場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

(随意契約の審査)

第28条 随意契約によろうとする場合においては、契約審査委員会の審議を経なければならない。ただし、契約審査委員会において、審議を省略して支障ないとしたものを除く。

2 第6条の規定は、随意契約の相手方について準用する。

(随意契約の予定価格)

第29条 予定価格に関する第11条及び第12条の規定は、随意契約の場合に準用する。ただし、第27条第1項第1号の規定により随意契約をしようとするときは、予定価格の作成を省略することができる。

(見積書の徴取)

第30条 随意契約によろうとするときは、見積りに必要な事項を示してなるべく2名以上の者から見積書を徴取するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、見積書の徴取を省略することができる。

(1) 国、地方公共団体その他の公法人と契約を締結するとき。

(2) 法令により価格の定められている物件を購入するとき。

(3) 前2号のほか、見積書を必要としないものと認められる相当な理由があるとき。

第5章 せり売り

(せり売り)

第31条 契約担当者は、動産の売払いについて特に必要と認めるときは、一般競争入札の例に準じて第3条の規定によりせり売りに付することができる。

第6章 契約の締結

(契約書の作成)

第32条 契約担当者は、競争入札により落札者が決定したとき又は随意契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書を2通作成しなければならない。

2 契約書の名義人は、理事長とする。ただし、民法（明治29年法律第89号）第108条に規定する自己契約又は双方代理契約となるおそれがある場合には、理事長職務代理人とすることができる。

3 契約書の締結手続が完了したときは、当該契約書の1通を当該契約の相手方に交付するものとする。

(契約書の記載事項)

第33条 契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

(1) 契約履行の場所

(2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法

- (3) 監督及び検査
- (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (5) 危険負担
- (6) 契約不適合責任
- (7) 契約に関する紛争の解決方法
- (8) その他必要な事項

2 契約担当者は、請負契約の相手方をして内訳明細書及び工程表その他必要と認める書類を提出させなければならない。

(契約書作成の省略)

第34条 前2条の規定にかかわらず、契約金額100万円未満の軽易な契約で契約書の作成の必要がないと認められるものについては、契約書の作成を省略することができる。

2 前項の規定により契約書の作成を省略するときは、請書又はこれに準ずる書面等により、契約の適正な履行を確保するものとする。

(契約保証金の納付等)

第35条 契約担当者は、契約を締結しようとする者に契約保証金を納付させることができる。

第7章 契約の履行

(目的物の引渡し)

第36条 契約の目的物の引渡しは、工事の請負契約にあつては完成検査に合格したときをもって、工事以外の請負及び買入れの契約（不動産に係るものを除く。）にあつては引渡し場所において完納検査に合格したときをもって完了する。ただし、契約の性質又は目的により引渡しを要しないものはこの限りでない。

(部分払等)

第37条 工事その他の請負の既済部分又は物品の既納部分に対しては、完済前又は完納前にその代価の一部又は全部を支払うことができる。

2 契約の性質上、前金又は概算をもって支払いをしなければ、契約の履行に支障を及ぼすと認められる場合は、前金払又は概算払することができる。

3 前項の場合、必要により契約の相手方に対し、本会を被保険者とした保証事業会社と契約の相手方との間の前金払保証契約の締結を求めるものとする。

(契約不適合責任)

第38条 買入契約において、引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、民法の規定により契約の相手方に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求するものとする。

- 2 前項の場合において、契約の相手方に相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求するものとする。
- 3 前2項の規定による請求に併せて契約の相手方に対し、民法の規定による損害賠償の請求及び解除権の行使をすることができる。
- 4 前3項の規定は、請負契約において引き渡された仕事の目的物に関して契約の内容に適合しない場合に準用する。

第8章 監督及び検査

(監督及び検査)

第39条 工事、製造その他についての請負契約又は物件の買入れ契約その他の契約を締結した場合には、契約の適正な履行を確保するため、又はその受ける給付の完了を確認するため必要な監督及び検査をしなければならない。

(監督及び検査の委託)

第40条 監督又は検査について、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により本会の職員によって行うことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、本会の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行わせることができる。

第9章 契約期間等

(契約期間)

第41条 契約期間は1年以内とする。ただし、次の各号に掲げる契約は、1年を超える契約を締結することができる。

- (1) 電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約
- (2) 施工期間が1年間を超える工事等の請負契約
- (3) 事務機器、機械、設備等の賃貸借契約
- (4) 不動産の賃貸借契約
- (5) 前4号のほか、契約の性質又は目的から長期の契約期間が必要と認められる契約

(自動更新契約)

第42条 一定の契約内容又は契約条件で同一の者と継続的に契約をすることが本会にとって有利と認められる場合は、原則として1年以下の期間を単位として契約期間を自動更新する条項を含む契約（以下「自動更新契約」という。）をすることができる。ただし、新たに自動更新契約をしようとする場合は、契約審査委員会の審議を経るものとする。

- 2 前項の自動更新契約（不動産に係る賃貸借契約を除く。）は、次の各号に掲げる場合は、再度契約審査委員会の審議を経るものとする。
 - (1) 契約審査委員会の審議を経てから5年間の契約を行い、更に継続して契約しようとする場合

(2) 契約金額を変更する場合

第10章 補則

(改廃)

第43条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第44条 この規程の施行に関し必要な事項は、常務理事が定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。